



問い合わせ先

家庭裁判所への申立てをするための手続や 必要書類等については

- 最寄りの家庭裁判所
<http://www.courts.go.jp>

法制度や相談窓口についてのお問い合わせは

- 日本司法支援センター（法テラス）
<https://www.houterasu.or.jp/>
- 法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**
平日▶9:00～21:00 土曜日▶9:00～17:00 祝日・年末年始を除く
IP電話からは ▶03-6745-5600

法律専門家（弁護士）に相談したい場合は

- 日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）
<https://www.nichibenren.or.jp/contact.html>

人事
訴訟法等
の改正

国際的な家庭に関する事件の 国際裁判管轄についての ルールが定められました。

国際的な家庭に関する事件の解決のために、
日本の裁判所を活用することができます。

平成31年
4月1日から
施行されます。



「国際裁判管轄」とは

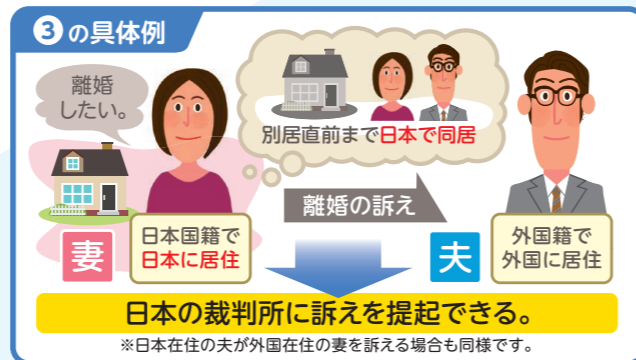
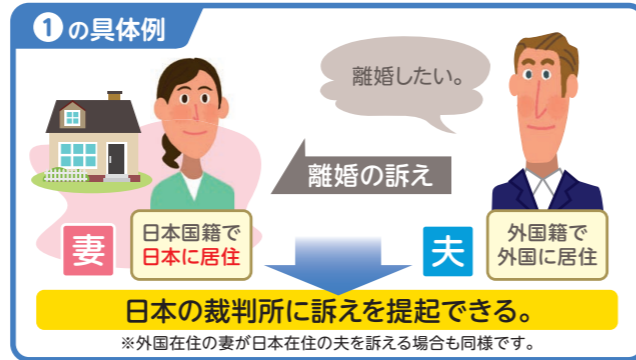
国際的な要素を有する紛争においては、どの国の裁判所がその紛争に係る事件について審理及び裁判をすることができるかが問題となり、この問題を「国際裁判管轄」の問題と呼んでいます。これまでは、国際裁判管轄についての明確なルールがありませんでした。今般の法改正により国際裁判管轄についての明文の規定が設けられたことで、どのような場合に日本の裁判所が審理及び裁判をすることができるかが明確になり、国際的な要素を有する人事訴訟事件や家事事件の一層の適正かつ迅速な解決が期待されるようになりました。

Case 1

離婚事件の国際裁判管轄

夫婦の一方が外国の国籍を有していたり、外国に住んでいたりとした場合、その夫婦の離婚に関する裁判を、日本の家庭裁判所がすることができるかどうか問題となります。今般の法改正で定められたルールによれば、次のいずれかの事情があれば、日本の家庭裁判所に訴えを提起することができます。

- 1 被告が日本に住んでいる。
- 2 夫婦の双方が日本の国籍を有している。
- 3 別居直前まで日本で同居しており、かつ、現在も原告が日本に住んでいる。
- 4 原告が日本に住んでおり、被告が行方不明であるなどの特別の事情がある。

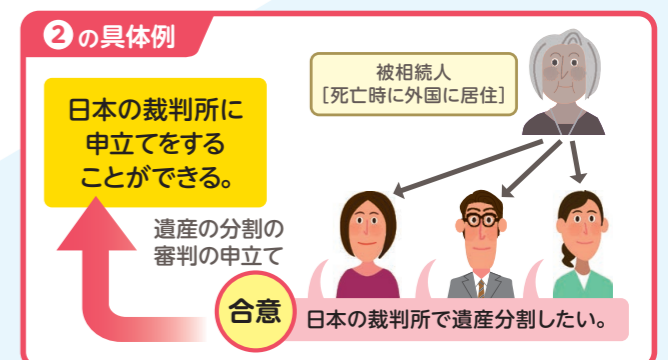
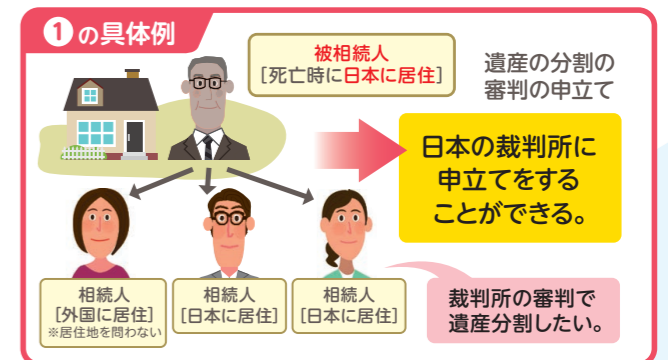


Case 3

相続事件(遺産の分割)の国際裁判管轄

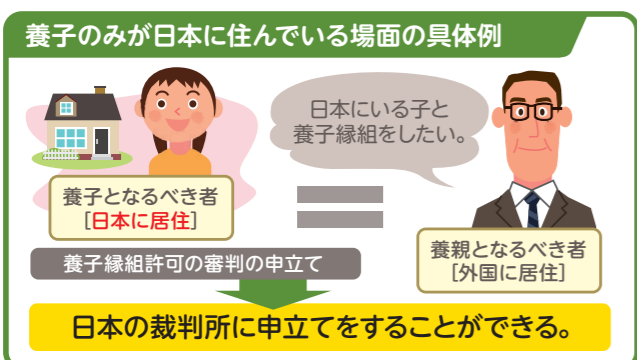
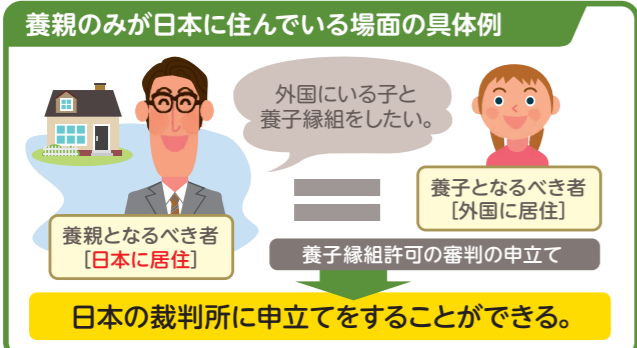
被相続人(亡くなった方)や相続人が外国の国籍を有していたり、外国に住んでいたりとした場合、その相続に関する裁判(例えば、遺産の分割)を、日本の家庭裁判所がすることができるかどうか問題となります。今般の法改正で定められたルールによれば、次のいずれかの事情があれば、日本の家庭裁判所において遺産の分割をすることができます。

- 1 被相続人が、亡くなったときに、日本に住んでいた。
- 2 相続人が、日本の家庭裁判所で遺産の分割をする旨の合意をした。



Case 2

養子縁組事件の国際裁判管轄



未成年者を養子とする場合や特別養子縁組をする場合には、家庭裁判所の手続を経る必要があります。今般の法改正で定められたルールによれば、国際的な養子縁組においては、養親となろうとする人か、養子となろうとする人のいずれか一方(又は双方)が日本に住んでいれば、日本の家庭裁判所の手続を利用することができます。



法改正 Q&A

Q1 今般の法改正では、離婚事件や養子縁組事件、相続事件のほかに、どのような事件についての国際裁判管轄のルールが定められましたか。

A 今般の法改正では、離婚事件のほか、実親子関係の確認や養子縁組の離縁を含めた人事訴訟事件一般についての国際裁判管轄のルールが定められました。また、子の親権や監護権に関する事件、養育費などの扶養の義務に関する事件、財産分与に関する事件などについても、国際裁判管轄のルールが定められました。具体的な内容は、法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00211.html をご覧ください。



Q2 今般の法改正では、国際裁判管轄のルールの整備のほか、どのような法改正がされましたか。

A 今般の法改正では、外国裁判所の家事事件についての確定した裁判がどのような場合に日本国内で効力を有するかといったルールや、外国裁判所の裁判に基づいて日本で強制執行をするための手続に関するルールが定められました。